

「韓国併合」一〇〇年と朝鮮近代史

糟谷憲一

【要旨】二〇一〇年は、「韓国併合」、日本による朝鮮の完全な植民地化より一〇〇年目であった。本講演では、朝鮮近代史研究者として日本による朝鮮の植民地化と朝鮮に対する植民地支配をどのように捉えるべきかを、あらためて考えてみた。

第一に、近代における日本と朝鮮との関係の成立・展開期について考察した。この時期については、つぎのような点が指摘できる。

(一) 一七世紀から一九世紀半ばまで、日本と朝鮮との間には対等で平和的な関係があったが、強い結びつきではなかった。

(二) 一六三七年以降、清と朝鮮との間には宗主国・藩属国の関係が存続した。一九世紀半ばになって、中国は条約体制に編入されたが、朝鮮は欧米諸国の開国通商要求を宗主国・藩属国関係を利用して拒絶する政策を採用し、これを継続した。

(三) 明治維新後の日本政府は、日朝関係を条約に基づく外交関係に転換しようと図った。その手法は一方的なものであり、ついに江華島事件に始まる武力行使・武力威嚇によって、朝鮮をして日朝修好条規の調印に応じさせた。

(四) 一八七六年から一八九九年までの時期、日本は朝鮮において政治的優位に立とうとし、また経済的な勢力の拡大を図った。そのために、一八七五〜七六年、一八七八年、一八八二年、一八八四年、一八九四〜九六年というように、しばしば武力行使・武力威嚇によって朝鮮に干渉を行った。しかし、反面では朝鮮の主體的な自立

と改革の動きを基盤にして、朝鮮・日本・中国の三国が連携・協力していく関係を構築できる可能性を期待できた局面も、一八九九年までには存在していた。また欧米諸国の動向も含む国際関係に規定されて、日本が朝鮮を植民地化することはできなかった。

第二に、一九〇〇～一〇年の日本による植民地化の過程を考察した。一九〇〇年の中国における義和団鎮圧戦争に際してロシアが満洲を占領したのに対して、日本において朝鮮を排他的に支配しようとする政策が登場したことによって、局面は大きく転換した。一九〇二年の日英同盟に支えられて、日本は日露戦争を開始し、軍事力を背景にして朝鮮に対する支配を急速に強化し、一九〇五年末には保護国とした。保護国としての支配は植民地化の進展であり、それに対する朝鮮の官民の抵抗を押さえるために、日本は「併合」へと向かったのである。

第三に、日本による朝鮮に対する植民地支配について概観した。日本による植民地支配は、「同権なき同化」を基調とするものであり、朝鮮人には国政への参加の権利はなかった。経済開発は日本へ従属したものであり、教育は「同化」のためであると同時に、朝鮮人の教育を受ける機会は日本人に比して制限されていた。戦時には強権的な兵力動員・労働力動員・思想動員が行われたことを頂点にして、朝鮮人に対する差別と虐待は継続された。日本による植民地支配の基本的性格はこのようなものであり、朝鮮人を日本人と同等に取り扱ったとは、とても言い難いものであった。

はじめに

一九一〇年八月に日本が朝鮮を完全に植民地化した。当時の日本政府は、「併合」という用語を造り出して、植民地化のことを表現した。その後、「併合」の用語が使用されてきたのであるが、「併合」の実態は植民地化であることを示すためには、「韓国併合」と括弧付きにして用いるのが適切である。

「韓国併合」、すなわち朝鮮の植民地化は、一九一〇年八月二二日の「韓国併合に関する条約」調印によって、

同月二十九日に実施され、日本による植民地統治機関として朝鮮総督府が設置された。このときの総督府は統監府と旧韓国政府（の大部分）を引き継いで構成されたもので、およそ一カ月後の一〇月一日に「朝鮮総督府官制」などが施行され、統治体制が確立した。朝鮮総督府は、この一〇月一日をもって「始政記念日」とした。

二〇一〇年八月から、この講演が行われる一〇月までは、「韓国併合」によって日本の朝鮮に対する植民地支配が開始されて、ちょうど一〇〇年目に当たる。この年に、朝鮮学会大会において「韓国併合」一〇〇年と朝鮮近代史」と題して講演を行う機会をいただいたので、日本による朝鮮植民化と朝鮮植民地支配を朝鮮近代史研究の側からどのようにとらえるべきなのかを、あらためて考えてみることを、本講演の目標とした。

右の目標に迫るために、対象時期を三つの時期に区分して考察することとした。

(一) 日本の明治維新（一八六八）から一九〇〇年の前半まで…近代日朝関係の成立・展開期……日本は当初から朝鮮に対して優位に立とうとするが、朝鮮は独立を維持した時期である。

(二) 一九〇〇年の半ばにおけるロシアの満洲占領から「韓国併合」まで…日本による朝鮮支配の強化、植民地化の時期

(三) 植民地支配期（一九一〇年八月～一九四五年八月）

以下、この順に見ていきたいが、前史として一六世紀末以降の時期にも言及する。

一 近代日朝関係の成立・展開期

(一) 前史

近代の日朝関係の成立を考察する歴史的な前提として、一七世紀以降の朝鮮の対外関係、一九世紀半ばの東アジアにおける条約体制の成立過程について、その概要を把握しておく必要がある。

①日本の江戸時代における日朝関係

一六世紀末における豊臣秀吉の朝鮮侵略(壬辰・丁酉の倭乱)は、明を中心とする東アジア国際秩序への挑戦でもあったが、その企ては実現しなかった。一七世紀初めに日朝の国交回復がなされた。その後の日朝両国の関係は対等で平和的ではあったが、強い結びつきにはならなかった。そのことは近代における関係再編に否定的に影響したといえよう。

朝鮮から日本へ「通信使」は、一六〇七年から一八一一年までに一二回派遣された。通信使が江戸まで至ったのは一七六四年が最後であり、一八一一年は対馬にて、通信使と幕府の老中が国書を交換する「易地行聘」という簡略化された形態に止まり、その後は通信使の派遣が実現しないまま、幕府の滅亡に及んだ。日常の外交交渉は、釜山の倭館を舞台にして対馬藩と東萊府との間で行われ、あわせて貿易が行われた。日本「將軍」の使節の朝鮮派遣はなかった。漢城に日本の使節が入ったのは、一六二九年の僧玄方だけであった。以上のように両国の交渉は一方通行であり、制限的な交渉がおこなわれたに過ぎない。通信使来日時の詩文応酬など文化交流が注目されてきたが、相互に相手側の国制や社会について認識を深めたとは思われない。「強い結びつきにはならなかった」とは、以上のようなことを指す。

②清と朝鮮との宗属関係

一六三六年から三十七年にかけての丙子胡乱の結果、朝鮮は清に臣属し、清を宗主国、朝鮮を藩属国とする宗属関係が成立した。朝鮮国王は清の皇帝から冊封を受け、毎年、朝貢使節を派遣し、清からは冊封使をはじめとする勅使が必要に応じて派遣されてきた。

女真族の清に対する反発と警戒は強く、崇明攘夷思想や、清を攻撃しようとする「北伐」論が展開した(詳しく

くは、山内弘一『朝鮮からみた華夷思想』山川出版社、世界史リブレット六七、二〇〇三年を参照）が、内向きの議論であって、清との外交は継続した。

やはり内向きの議論として、清の中国統治は不安定で、やがて崩壊・北走して、朝鮮はその影響を受けるとみる見解が、朝鮮政府のなかで一八世紀半ばまで根強く存在した。しかし、乾隆帝（在位一七三五〜九五）の半ばも過ぎて、清が最大の版図を実現したころ、朝鮮では正祖の時代（在位一七七六〜一八〇〇）のころになると、朝鮮と清との関係はたいへん良好になり、清の中国統治の安定を疑う見解は影を潜めるようになった。この趨勢は、アヘン戦争、第二次アヘン戦争を経ても変わらなかつた。例えば、第二次アヘン戦争の時にも、次のような観測がなされていた。

*「資料一」 一八五九年三月復命の謝恩兼冬至使の首訳李尚迪の「聞見事件」

「順治以後、歴て五六世に至る、毎に嗣服の初めに於て兵乱の禍有り。或いは各省に株連し、或いは屢歳に蔓延せり。而れども經費、内に絀ならず、將士、外に力を效し、旋即撲滅して、卒に昇平を致し、式（もつ）て今日の金甌無缺・一塵不動と謂ふ可きに至れり」（『同文彙考』補編続、使臣別単二、六六葉左〜六七葉右）。

（この項に関しては、糟谷憲一「朝鮮の対清関係の諸相」『人民の歴史学』第一六九号、東京歴史科学研究会、二〇〇六年九月」を参照されたい）。

③東アジアにおける条約体制の成立と朝鮮の鎖国維持政策

一八世紀後半から一九世紀前半にかけての欧米における産業革命によって、欧米諸国の工業力と軍事力は顕著に発展し、その力を背景にして海外市場拡大へと乗り出した。アジア（インド・東南アジア）の植民地化が進む

「韓国併合」一〇〇年と朝鮮近代史（糟谷）

一方、中国など東アジアへの開国通商要求が強まった。この結果、東アジアも資本主義の世界体制へと編入されたが、そのことは外交的には条約体制(条約に基づく外交関係)の成立として現れた。

東アジア国際秩序の中心であった中国も、イギリスを中心とする欧米諸国の砲艦外交に屈して開港をよぎなくされた。一八四〇〜四二年のアヘン戦争の結果、四二年に南京条約が調印され、五港が開港した。ついで一八五七〜六〇年の第二次アヘン戦争の結果、六〇年に北京条約が調印され、あらたに一一港が開港するとともに、外交使節が北京に常駐することとなった。清は一八六一年に欧米諸国との外交を管轄する総理各国事務衙門(総理衙門)を設置した。これによって、新外交体制(条約体制)と旧外交体制(宗属関係)が並存する形が完成した。新旧の外交体制が並存した要因は、条約は藩属国には及ばなかったためであり、このことは重要なことであった。欧米諸国は朝鮮に対しても開国通商を要求してきたが、朝鮮は宗属関係を利用して要求を拒否する政策を展開した。欧米諸国による朝鮮に対する開国通商要求は、一八三二年に、イギリスの東インド会社が派遣した商船ロード・アマースト号が、黄海道長淵、忠清道洪州の海岸に至り、通商を求めたのが最初であった。このとき、朝鮮政府は、「藩国」は「他国と私交」できないという論拠によって、アマースト号を退去させた。

一八四五年にはイギリス軍艦サマラン号が济州島に来航し、同島及び全羅道の沿岸を測量し、開国通商を要求した。このときも、朝鮮政府は「藩臣に外交の義無し」とする態度を取った。また、礼部に咨文を送って、欧米列強の艦船が広東など中国の開港場から朝鮮へ来航することを阻止して、朝鮮を手厚く保護してくれることを要請した。これは、宗属関係を利用して(宗主国の保護の発動を求めて)、欧米との開国通商を却けようとする政策を明確化したものであり、この政策は一八七〇年代まで続いた。

一八六六年に朝鮮の大院君政権はフランス艦隊の江華島侵攻を撃退し(丙寅洋擾)、七一年にはアメリカ艦隊の江華島侵攻を撃退した(辛未洋擾)。清は朝鮮の鎖国維持政策を支持する態度をとり、仏・米ともに継続して

朝鮮に対して軍事的圧力を加えることはできなかった。

日本では、一八五四年に日米和親条約などが調印され、五八年には日米修好通商条約などが調印された（安政五か国条約）。一八六四年には四国連合艦隊の下関砲撃によって、日本の攘夷派は敗北した。一八六八年、明治維新によって新政府が樹立され、「開国和親」の外交方針が執られることとなった。

（二）日朝関係の改編

日本の明治維新は、従来の日朝関係が改編される動きの起点となった。一八六八年、対馬藩は、日本の「王政復古」を朝鮮側に通知した。朝鮮側は書契の形式を従来のものから変更したこと、「皇」「勅」字の使用を問題とし、国交調整の交渉は入口のところまで頓挫した。日本政府は条約に基づく外交関係への転換をめざしており、そのことを一方的に進めようとしたのであった。このような日本側の意向は、次の史料（一八六九年の外務省による「朝鮮国一件伺書」）にその一端がよく窺うことができる。

*「資料二」己巳九月二五日付日本外務省の太政官弁官宛、「朝鮮国一件伺書」

「朝鮮国交際之儀、旧幕府之節ハ宗家^江委任いたし置、荏苒二百年を過、終ニ宗家私交之体ニ変じ、交際之道分明ならず、相互ニ尊大持重を構、両国之情態交通せず。貿易筋ニいたり候而は、彼国固より物産寡少之趣ニハ候得とも、宗家ニて壟断独占之体ニて、私利を納め不体裁不少。然る処御一新之今日ニ当^里、隣国之儀ニ付、別而名義を正し、實際を以て交誼を述度^与、種々取調候処、彼国之定論ハ、詰り旧慣ニ依^里、宗家ニ対し私交を結、天朝之御政体ニ関係不致方、彼方之所好と相見、宗家おるても一家之経済、朝鮮ニ供給を取候事不少候付、旧格を守り、其藩臣ニ命し、隣交御委任相願度所存ニ相見、是迄度々申立候趣も御座候得

「韓国併合」一〇〇年と朝鮮近代史（糟谷）

とも、右は皇政御一新・百度御更張、別而外国交際ハ至重ニ被為思食候叡慮を不奉体認、古例墨守因循之私論を唱へ、双方とも採用可致筋無之。

斯く全世界文明開化ノ時勢ニ至り、条約を不結、曖昧私交を以、一藩之小吏とも江為取扱置候而は、皇国之御声聞ニ拘り候儀ハ勿論、万国公法ヲ以、西洋各国より詰問を受候節、弁解可致辞柄無之。加之朝鮮国之儀ハ、昔年御親征も被為在、列聖御垂念之國柄故、仮令皇朝之藩属と不相成候とも、永世其國脈保存為置度。然るニ目今魯西亜を始、其他之強國類ニ垂涎、机「狙？」上ノ肉となさんとす。此時ニ当_里、公法を以維持し、匡救撫綏之任、皇朝を除之外更ニ無之、一朝是を度外ニ置、弥以魯狼等強國ニ呑嚙せられ候而は、其皇朝永世之大害、燃眉之急ニ可相成ト奉存候。

依而は速ニ右ノ大義を述、皇使被差遣候様仕度。然るニ彼國人情、井蛙管見、暗滞雍澁、加之詐術小数を挾居り、倨傲自尊之様子ニて、突然一封之書を送候而も、我情実ニ照応せず、容易ニ其交誼を受ル場合ニ至間敷、却而其真情ニ反対し、恥辱を仕向候様ニ至候而は、以之外之儀ニ付、先最初ハ兵威を示して、其侮慢之胆ヲ破_里、薬力瞑眩の上ならてハ、旧習汚染一洗いたし難かるべくと存候間、速ニ御軍艦一二艘を用、使節其外役員とも為乗組、彼國江渡航為致、御一新之御政体并交隣之大義ヲ述、厚く盟約を重候様との趣、至急御沙汰御坐候様仕度奉存候。尤御決議之上ハ、文書往復其他之体裁ハ条目を立、追々可相候候。」

『大日本外交文書』第二卷第二冊、八五四〜五八頁。なお、傍線部の「机上」は、田保橋潔『近代日鮮關係の研究』「朝鮮総督府中枢院、一九四〇」上巻、一八八頁では、「狙上」となっており、その方が文意に適っている。）

外務省は、対馬藩と東萊府による交渉を「私交」として否定し、条約調印が必要とする。「昔年御親征」とい

う「神功皇后三韓征伐」の神話による優越意識や、ロシアへの警戒感が、朝鮮へ影響力・勢力を及ぼす根拠として示され、「皇使」（政府の使節）を派遣して交際の変革を迫る方針が掲げられる。「軍艦一二艘」の使用とあるように、海軍力を背景にした外交推進の方針である。幕末内戦の過程で海軍力が備わっていたことが、このような武力威嚇論登場の背景にあったといえよう

一八七一年七月、日本では廃藩置県が行われ、これに伴って対馬藩の家役が罷免され、対朝鮮外交も全面的に外務省の管掌するところとなり、翌七二年九月には日本外務省は釜山倭館を接収した。倭館は朝鮮側が建てた施設であるのに、一方的な接収であった。この間、対朝鮮外交を有利に進めるための日本側の思惑もあって、七一年八月に日清修好条規調印が調印された（領事裁判権を相互に承認する形式での対等条約であった）。しかし、日朝交渉は引き続き停頓した。

一八七三年一二月（以下は陽暦による）、大院君政権は退陣し、閔氏政権が成立した。閔氏政権は、対日外交停頓の打開を模索した。翌七四年五月、日本の台湾出兵が行われ、八月には清礼部より朝鮮へ台湾出兵の報が届いた。九月に入り、禁衛大将兼武衛都統使趙寧夏の私信が釜山の日本公館長森山茂に届いた。森山は、趙寧夏の私信の重要性を理解して返信することをせず、朝鮮政府との直接往復の機会を逸したが、東萊府使との間に交渉再開を協定するに至った。

これを受けて、一八七五年二月から九月まで、日本理事官森山茂と東萊府との交渉が行われた。しかし、宴享時における洋式大礼服用問題をめぐって紛糾し、森山理事官は外務卿書契を呈納せずに帰国するに至った。妥協して、交渉を進展させる道を探らなかったのである。他方では、朝鮮に対して軍事的圧力を加える行動を採った。森山理事官は、交渉開始後間もない四月には軍艦出動を上申した。これに応えて、日本政府は軍艦の朝鮮近海派遣を決定し、五月にまず雲揚（艦長井上良馨）が釜山へ入港した。六月には第二丁卯（艦長伊東祐亨）も釜

山へ入港し、両艦は碇泊のまま演習を行った。ついで六、七月に雲揚は朝鮮東海岸を巡航した。いったん帰国した雲揚は、九月に朝鮮西海岸等の航路研究の命令を受けて長崎を出航し、江華島事件を起こすに至ったのである。江華島事件の経緯は、最近の研究によれば、次のとおりである。九月二〇日、雲揚から測量目的で送り出された端艇は、江華島草芝鎮砲台の前に至り、帰路に上陸しようとして計画しているときに、大小砲の乱射を受けたので、小銃をもって応戦の後、帰艦した。翌二二日、雲揚は草芝鎮砲台を砲撃し、午後には頂山島砲台上陸し、焼き払った。二三日には永宗島砲台を砲撃後、上陸して永宗鎮城を占領し、大砲等を鹵獲した。二三日には積み残した大砲を積み、発艦した(鈴木淳「雲揚」艦長井上良馨の明治八年九月二九日付け江華島事件報告書)『史学雑誌』第一一編第一二号、二〇〇二年二月」。鈴木氏は、事件の経過に関しては、従来知られていた一〇月八日付報告書でなく、九月二九日付報告書に拠るべきことを指摘している)。

江華島事件の報告が海軍省へ届くと、日本政府は九月二九日に御前会議を開催し、軍艦の釜山派遣などを決定した。これに基づいて、一〇月、春日をまず派遣し、ついで中牟田倉之助少将を艦隊指揮官として、孟春・第二丁卯を派遣した。日本艦隊は釜山において示威運動を展開した。

江華島事件に関して言及しておくべき点は、一八七六年一月二四日に中国直隸省保定にて行われた、駐清日本特命全權公使森有礼と直隸總督李鴻章との会談である。森公使に同行した代理公使鄭永寧が、「淡水を汲みに行つたところ、砲撃を受けた」と述べたのに対して、李鴻章は、「国際法では海岸から十里以内はその国に属しており、まだ通商をしていない日本は測量をすることができないので、朝鮮が発砲したのは理由のあることである」と論じた。これに対して森公使は、「朝鮮は条約を結んでいないから国際法を引用することはできない」と主張すると、李鴻章は、「そうであっても、日本は測量することはできない。日本の過ちが先にある。朝鮮側がわかに発砲したのは、小さな過ちも無いと言うことはできないが、日本は上陸して、他の砲台を毀し、他の人を殺

傷している」と応じた。朝鮮はまだ条約を結んでいないから、国際法に拠って「領海侵犯」を咎めることはできないとした森公使の論法は、雲揚の行動が国際法違反には当たらないという詭弁である。同じ論法が、一九八二年の教科書問題の際に検定当局によつて主張されたのは、雲揚の行動には問題がなかったと主張しようとする点で、森公使と立場を同じくしたためであろう。また、李鴻章が雲揚の行動ぶりを詳しく把握して、反論を加えていることも注目に値する。

さて、一八七六年一月、日本全権黒田清隆一行は軍艦三隻・汽船三隻、海兵隊二六六名を率いて江華島に向かい、万一攻撃されたときに備えて広島・熊本両鎮台からの出兵も準備した。朝鮮政府は江華府での交渉に応じ、二月に日朝修好条規が調印された。入口のところで停顿していた交渉は、交渉地・交渉レベルも変化して、一挙に条約調印へと展開したのであった。これは日本の武力威嚇・武力行使によるものであり、欧米諸国に倣つた砲艦外交の強行であつた。

(三) 日朝修好条規体制の「完成」

一八七六年八月に、日朝修好条規を補足するものとして、日朝修好条規附録、日本国人民貿易規則（日朝通商章程）が調印された。日朝修好条規の体制は、これらの付属の条約・文書を含めたものとして成立した。その主な条項は、「自主の邦」条項、公使首都常駐、三港開港と自由貿易、居留地の設定、領事裁判権、米穀輸出の自由、無関税条項などであつた。条規の第一款に規定された「自主の邦」条項は、「朝鮮国は自主の邦にして、日本国と平等の権を保有す」とするものであるが、これには両面性があつた。一方では宗属関係を否定しようとする日本の思惑があり、他方では自主・平等を謳つて、朝鮮の独立の保障を約束するものであつたから、その後の日本の朝鮮に対する行動を規制することにもなつた。

条規とその付属文書の規定が、そのまま実施されるには時間を要した。第一に公使首都常駐については、朝鮮側は必要に応じて使節を派遣するのでよいとしたので、常駐の必要性を説く日本との交渉は長引き、一八八〇年末以降に日本公使が漢城に長期滞在することを朝鮮政府が黙認する形で、公使常駐が実現した。第二に釜山以外の二港開港については、日本側の候補地選定が遅れ、また候補地をめぐって紛糾して、開港が遅れた。日本は一八七七〜七九年の間の毎年、軍艦を派遣して朝鮮沿岸を測量し（日本は沿海の測量・海図の権利を条規によって獲得していた）、候補地を選定した。それを踏まえた交渉の結果、七九年に元山開港、八一年に仁川開港が決定した（仁川開港の実施は八三年一月となった）。釜山以外の開港を急ぐ必要がなかったためであり、開港候補地選定の準備が不足していたのであった。

第三に課税問題がある。一八七八年九月に朝鮮政府は、釜山の近くの豆毛鎮に設関を設け、朝鮮商人に対して徴税を開始した。朝鮮政府は無関税条項の不当なことを感じ、豆毛鎮における課税で、関税賦課と同じ効果を得ようとしたのであった。これに対して、日本は抗議し、さらにイギリスから回航されてきて間もない最新鋭軍艦比叡を出動させ、陸戦隊の豆毛鎮行軍、空包射撃などの武力威嚇を加えた（一一〜一二月）。この武力威嚇によって朝鮮側は、課税を停止した。その後、朝鮮政府は関税賦課権を獲得するための交渉に力を注ぐこととなった。

(四) 朝鮮の開化政策への転換と欧米諸国との条約締結

一八八〇年の後半に、朝鮮政府（閔氏政権）は、西洋の制度・技術・文物の導入を図る開化政策への転換を開始し、欧米諸国との条約締結をめざすようになった。翌八一年に入ると、外交と開化政策を管掌する官庁として統理機務衙門が設置され、日本へ紳士視察団が派遣され、小規模であったが洋式軍隊（別技軍）も設置された。八二年五月には朝米修好通商条約が調印され、これを最初にして欧米諸国との条約締結が進んだ。

この時期、朝鮮政府は外交面での改革を追求し、そのなかで「自主」の志向を強めた。日本に対して通商章程改定・課税交渉を行う（一八八〇年、八一年派遣の修信使）一方で、開化政策推進に対しての協力を求めた。清に対しても使節の北京常駐、貿易体制改編を求める交渉を展開した。これは宗属関係自体を否定するものではないものの、新外交体制に通ずる要素を対清関係のなかにも入れようとするものであり、朝鮮が新外交体制をより主体的に取り入れようとする試みであった。このような朝鮮の主体的な動きを軸にして、朝・清・日三国の關係がより良好で協力的なものに変わっていく可能性も開かれていたといえよう。しかし、清は朝鮮使節の北京常駐は、「典札」に関するところ（宗属關係に関わるるところ）であるとして、清・朝鮮間の外交体制の改編を拒んだ。

一八八二年七月に起きた壬午軍乱は、その後の朝清日三国の展開を大きく左右し、三国間の關係は連携・協力の方向へ進むよりは、対立を抱える方向へと向かうことになった。清は出兵して、壬午軍乱を鎮圧したが、その後も三〇〇〇名の軍隊を駐屯し、同年一〇月には中朝商民水陸貿易章程を成立させ、宗主権強化政策を進めた。こうして、朝鮮では条約關係と宗属關係との並存と葛藤が展開することになる。軍事力を背景にして清の政治的影響力が朝鮮において増大していくのに対抗して、日本は陸海軍拡張へ乗り出した。

壬午軍乱の後、朝鮮政府内で外交と開化政策を担ってきた開化派は、翌一八八三年にかけて、清や閔氏一族に協調的な穩健開化派と、清からの自立とより徹底した内政改革を求める急進開化派とに分裂した。八四年二月、急進開化派は、自派系の一部新式軍隊と日本の公使館の守備兵を利用して、閔氏政権打倒のクーデタを起こしたが、駐屯していた清軍の攻撃を受けて失敗した。これが甲申政変であるが、この事件は急進開化派の敗北であるとともに、日本の対朝鮮外交の失敗であった。日本の竹添進一郎公使は急進開化派に加担して、公使館守備兵を利用して朝鮮の内政に介入した。これは不当な行為であって、朝鮮側に日本への不信と警戒感をもたらし、両者が連携と協力の方向へと進むことを難しくすることであった。また、朝鮮国内の急進開化派がいったん壊滅した

ことは、改革を推進する勢力を弱め、朝鮮の自主的改革を大局的には遅滞させる結果をもたらした。

(五) 甲申政変後の朝清日三国関係

一八八五年、日清間に天津条約が調印され、日清両国軍は朝鮮から撤退した。これによって、朝鮮を舞台としての日清の軍事的衝突は回避されたが、清の朝鮮に対する政治的影響力は維持された。他方、日本は朝鮮における政治的影響力をほぼ喪失し、清の宗主権強化政策に対抗しなかつたし、朝鮮の自主的改革を支持し、協力することもなかつた。

高宗と朝鮮政府は、さまざまな形態で清の宗主権強化政策に抵抗し、「自主」を追求したが、清に抑えられた。開化政策はしだいに停頓することとなつたが、その最大の要因は財源不足の問題であり、財政・税制改革の必要性が浮上することとなつた。また、「自主」の基盤づくりの限界は、軍事、教育、改革派の養成などの面に現れた。新式軍隊の部隊数は増えたものの、その訓練は不充分であつた。少数の洋式の学校が設立されたが、体系的に整えられたわけではなく、学校を通じて改革に必要な人材を養成することも充分には行われなかつた。このような状態は、甲申政変の失敗によつて、内政改革を広範囲にわたつて体系的に進めることが困難になつた結果であつた。その点では、クーデタに関与した日本の責任は大きいと言える。

朝鮮において政治的影響力をほとんど失つた日本は、将来における清との対立に備えるために陸海軍の拡張に努める一方、経済的勢力の拡大をはかつた。日本は一八八五年に、八三年の朝英改訂条約に規定された全国への内地通商権に均霑した。これを利用して、日本商人は内地行商によつて穀物を買付けるようになり、八〇年代末から穀物の対日輸出が急増することとなつた。

(六) 日清戦争と東アジア国際秩序の改編、朝鮮の改革

① 日清戦争

一八九四年、甲午農民戦争に端を発して、六、七月の二ヵ月間に、朝鮮政府の清への援兵要請、清の出兵とこれに対抗した形での日本の出兵、日本軍の駐屯継続、日本軍による王宮占領とその結果の朝鮮の政権交替、日清開戦というように、日本の強引な開戦策が展開し、朝鮮を舞台とする日清戦争が開始された。

朝鮮政府は日本に迫られて中朝商民水陸貿易章程などを廃棄し、宗属関係は解体された。七月末に日本の後押しで成立した、金弘集の開化派政権は、甲午改革と呼ばれることになる内政改革を開始した。開化派政権は、新しく「開国」紀元を使用し、王室尊称を格上げして、清からの「独立」を明確にした。また、行政、財政・税制、社会などの領域で広範な改革が実施された。これらの諸改革は、その後の改革の基礎となったものであり、改革の内容は朝鮮社会の状態を踏まえて構想された面が濃厚であり、その自律性を重視すべきである。しかし、他方で日本軍が駐屯し、その軍事力を背景にして、八月には「大日本大朝鮮両国盟約」、「日朝暫定合同條款」が締結され、これによって朝鮮における日本の軍事行動は合法化され、日本の政治的勢力や経済的利権の拡大がはかられた。このため、開化派政権は対日従属的な面も持ち、日本の侵略に反対して再蜂起した農民軍は、日本軍と政府軍とによって鎮圧された。

一八九五年四月、下関条約が調印され、清は宗属関係の廃止を承認した。日本は台湾を領有したが、そのためには長期の台湾植民地化戦争を行わなければならなかった。四月の三国干渉によって、日本は遼東半島を清へ「還付」したが、これを機に、朝鮮における日本の政治的勢力はしだいに後退し、宮中を中心にしてロシアへの接近をはかる勢力が形成された。一〇月、日本公使三浦梧楼らは、日本の勢力を挽回するために、親露派の中心と目した王后閔氏の除去をはかり、王后殺害事件を起こした。この行動は、類例のない蛮行であり、高宗への脅

迫、主権侵害行為であった。

王后殺害事件を機に、日本と金弘集開化派政権への反発が増大し、一八九六年一月には反日義兵運動が起きた。二月、義兵鎮圧のために政府軍が地方へ出動した隙をついて、李範晋・李完用・李允用らの親露派は、高宗をロシア公使館に避難させ(露館播遷)、金弘集政権を倒し、親露派政権を樹立した。この結果、朝鮮における日本の政治的勢力は再び大きく後退し、ロシアの勢力が増大した。ただし、日本軍は駐屯を継続し(一個大隊の規模になった)、一八九六年の義兵運動の鎮圧にも出動した。また、金弘集政権の倒壊によって、甲午改革は終焉を迎えた。

②独立協会の改革運動

露館播遷後、皇帝への権力集中が始まったが、他方では独立の確保と内政改革の推進を主張する政治結社・独立協会が創立され、活動を開始した。一八九八年二〜三月、独立協会は反露闘争を展開し、ロシアの勢力を後退させた。これによって勢いを増した独立協会は、同年一〇〜一二月には漢城住民の大衆集会である万民共同会に支えられて国政改革運動を展開した。そのなかで、中枢院議官の半数を独立協会から選出し、立法機関化する改革案が提示されたが、皇帝・保守派官僚は独立協会・万民共同会へ弾圧を加え、解散させた。中枢院改編案は議会設立そのものではないが、改編が実現すれば、議会設立へと前進する可能性をはらんだものであった。弾圧による独立協会の国政改革運動の挫折は、議会設立の可能性を絶つたのであった。翌一八九九年、「大韓国国制」が制定され、皇帝専制が明確化されることとなった。

③自主独立政策の展開

甲午改革において実現した君主の格上げを伴う清からの「独立」は、皇帝権強化と矛盾するものではなかった。露館播遷後も自主独立政策は継続して推進された。一八九七年一〇月に高宗は皇帝に即位し、国号を「大韓」と改めた。

一八九九年には韓清通商条約が調印された。これによって清が朝鮮を旧藩属国視することは克服され、中華帝国は意識の面でも最終的に解体をみた。朝鮮は清と対等な国家になった。この時点では、韓清日三国がともに独立を維持し連携していく道へ進む可能性はまだ存在した。もちろん、日本による台湾植民地化、不平等条約である日清通商航海条約の調印によって、日本は中国を従属化する方向を示しつつあり、韓国の日本に対する不信・警戒も強かったが、日本が朝鮮政策、中国政策を軌道修正すれば、連携の可能性はなおあったと言える。

(七) 小括

以上のように近代日朝関係の成立・展開期を概観してきたが、この時期の日本の対朝鮮政策は基本的には、次のような性格を持っていた。第一に朝鮮において政治的に優位に立とうとし、経済的な勢力の拡大を図った。第二に、江華島事件・豆毛鎮設関事件に始まり、壬午軍乱時の出兵、甲申政変時の公使館守備兵の軍事行動と政変後の出兵を経て、一八九四年の大量出兵に至るまで、しばしば武力威嚇・武力行使によって朝鮮に干渉を行い、朝鮮の行く手をねじ曲げたことである。にもかかわらず、第三に、当時の国際関係に規定されて、日本が朝鮮を植民地化することはできなかったことである。したがって、江華島事件以降、日本の対朝鮮政策がきわめて侵略的な展開をみせた時期があったとしても、一九世紀末までについては一直線に植民地化に向かったとみることはできない。

二 朝鮮植民地化の過程

(一) 朝鮮をめぐる日露の対立

一九〇〇年に中国で義和団鎮圧戦争が起きると、七月から一〇月にかけてロシアは満洲占領の行動に出た。これを機に、日本政府内には、ロシアに対抗して朝鮮を排他的支配の下に置こうとする議論が強まった。そのなかで、日本が韓国を、ロシアが満洲を「勢力圏」として、両者の均衡を図ろうとする「満韓交換論」が登場したが、これは朝鮮を全く無視した「分割論」であつた。当時、韓国政府は、皇帝と側近の宮中勢力(李容翊ら)の主導下に、量田、通信機関の拡張、地方への部隊配置増などの軍備拡張、鉄道建設や中央銀行設立の試みなど、独立維持のための改革を展開していたのである(光武改革)。

一九〇二年一月、日本はイギリスと日英同盟協約調印を調印した。その第一条には、清国における英国の「利益」、清国における日本の「利益」及び韓国における日本の「政治上・商業上・工業上の格段の利益」が「別国の侵略的行動」もしくは「騷擾」の発生によつて「侵迫」された場合に、両国が「利益」擁護のために必要不可欠の措置を執りうることに承認が規定された。第二条には、日英の一方が別国と開戦する場合には他方は厳正中立を守り、同盟国に対して他国が交戦に加わるのを妨げるのに努めることが規定され、第三条には、他の一国または数国が同盟国に対して交戦に加わるときは、他の締約国が来援し、協同戦闘に当たり、講和も両国の相互合意のもとに為すことが規定された。日英同盟は対露同盟であるが、それとともに韓国における日本に対する抵抗を抑えることへのイギリスの支持も規定されていた(第一条)。

満洲・朝鮮をめぐる日露の対立は深まり、一九〇三年八月より日露交渉が開始された。これは満洲・韓国の勢力分割をめぐる交渉であつたが、「妥協」は成立せず、日本は一二月には対露開戦を決意するようになった。日

露交渉において、ロシアは朝鮮における日本の政治的勢力の制限を図り、また、韓国領土の一部でも軍略的に使用しないこと、朝鮮海峡の自由航行を迫害すべき兵要工事を実施しないこと、中立地帯の設置を日本に対して求めた。日本は軍事面を含めて韓国内政に関与する権利を主張し、韓国領土の軍略的不使用条項・中立地帯設定を拒絶した。日本は、韓国をその「勢力圏」ないし「従属国」とすることを譲らなかつたのである（日露交渉に關する最近の研究としては、和田春樹『日露戦争―起源と開戦―』下「岩波書店、二〇一〇年」の第七章「日露交渉」がある。）

日本政府は一九〇三年二月三十一日、「対露交渉決裂ノ際日本ノ採ルヘキ対清韓方針」を閣議決定した。その大要は、清国に対しては、中立を守つて交戦に参加させないこととし、韓国に対しては実力を以て臨むというものであつた。清国に中立を守らせる理由としては、「対外政策ノ大方針ニ關スルコト」（清の国内秩序及び統一を保たせる必要がある）、「戦鬪ノ地理的範圍ヲ狭小ナラシムルコト」（貿易に影響をできるだけ与えないようにする）、「戦争ノ國際的範圍ヲ單純ナラシムルコト」（仏・英の参戦をもたらしめて、「世界全局ノ大戦乱ヲ惹起スルニ至」させないようにする）、などのことが挙げられていた。対韓方針の理由は、次のとおりであつた。対露開戦前から、武力によつて韓国を制圧する方針を決定していたのである。

* 「資料三」 「対露交渉決裂ノ際日本ノ採ルヘキ対清韓方針」

「韓国ニ関シテハ、如何ナル場合ニ臨ムモ、実力ヲ以テ之ヲ我權勢ノ下ニ置カサルヘカラサルハ勿論ナリト雖、出来得ヘキ丈ハ名義ノ正シキヲ選フヲ得策トスルヲ以テ、若シ往年日清戦役ノ場合ニ於ケルカ如ク攻守同盟若クハ他ノ保護的協約ヲ締結シ得ハ、最モ便宜ナルヘシ。故ニ時機到来セハ、右ノ如キ締約ヲ為シ得ル素地ヲ作り置カンカ為メニ、過般来既ニ必要ノ訓令ヲ駐韓公使ニ下シ、其他種々ノ手段ヲ執リツツアリ。尚

今後ニ於テモ一層有効ナル手段ヲ執リ、以テ我目的ヲ貫徹スルニ努ムヘシ。然レトモ、其成功ハ固ヨリ予メ期スヘカラス。且ツ縱令之レヲ奏効スルモ、韓国皇帝ニ於テ終始一貫此締約ヲ遵守セラルヘキハ、到底期シ難キノコトナルヲ以テ、最後ノ成功ハ実力ノ如何ニ帰スルコト、殆ト云フヲ俟タス。要スルニ韓国ニ對スル政策ハ、直接間接ニ軍事ト關係ヲ有スルコト大ナルヲ以テ、軍事上ト併考シ、以テ帝國ノ執ルヘキ方策ヲ決定セサルヘカラス。」

〔日本外交文書〕第三六卷四一―四五頁)

(二) 日露戦争と日本の対朝鮮支配の強化

一九〇四年二月六日、日本はまず朝鮮南部において軍事行動を開始した。日本海軍はこの日、鎮海湾、南部の通信施設(馬山の電信局)を占領した。この軍事行動が日露戦争の始まりであったことは、和田春樹氏が前掲の『日露戦争―起源と開戦―』下の第九章で明らかにしたことである。ついで八日、小倉の第一二師団から抽出・編成された韓国臨時派遣隊が仁川に上陸し、翌日にかけて仁川沖海戦が起きた。このように、日本はいち早く朝鮮を軍事的に制圧したのである。その上で二月一〇日に、日本は対露宣戦を布告した。

* 「資料四」日本の宣戦の詔勅(抄)

「天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス。朕茲ニ露国ニ對シテ戦ヲ宣ス。……(中略)……」

帝國ノ重ヲ韓国ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス。是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス、韓国ノ存亡ハ実ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ。然ルニ露国ハ其ノ清国トノ盟約及列国ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラズ、依然滿洲ニ占拠シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併呑セムトス。若シ滿洲ニシテ露国ノ領有ニ帰セン乎、

韓国ノ保全ハ支持スルニ由ナク、極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス。故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ、切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ、有司ヲシテ露国ニ提議シ半歳ノ久シキニ互リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ、露国ハ一モ交譲ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス、曠日弥久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ、陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス。凡ソ露国カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノモ毫モ認ムルニ由ナシ。露国ハ既ニ帝国ノ提議ヲ容レズ、韓国ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ、帝国ノ国利ハ將ニ侵迫セララムトス。事既ニ茲ニ至ル。帝国カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル将来ノ保障ハ、今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ。朕ハ汝有衆ノ忠実勇武ナルニ倚頼シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝国ノ光荣ヲ保全セムコトヲ期ス。」

〔官報〕号外、1904年2月10日

ロシアの満洲占拠は、韓国の保全を脅かし、韓国の存亡は日本の安危に関わるという論法で、韓国の安全と日本の国利を守るために開戦するのであると宣戦の詔勅は主張した。これは対露戦争は、日本にとっては「防衛戦争」であるとする議論である。日本の社会のなかでは今日まで根強く存在する日露戦争Ⅱ「防衛戦争」論の原型が、この開戦の詔勅なのである。韓国の保全に言及しているが、最終的には「帝国の光荣の保全」に収斂していた。宣戦の詔勅には、日本が韓国の保全、独立を侵害しないとの明言は無かったのである。

日露戦争の開始後、日本の対朝鮮支配は急速に強化された。二月二三日には日韓議定書が調印された。議定書は、日本の軍事行動の合法化と韓国政府による便宜供与、軍略上必要地点の臨機収用(第四条)、「施政改善」に關する日本政府の「忠告」受容(第一条)、韓国皇室の安全康寧の保証(第二条)、韓国の独立及領土保全の保証(第三条)、協約の趣旨に反する協約を第三国と締結することの禁止(第五条)。第二条、第三条において韓国の独立・領土保全や韓国皇室の安全康寧の保証を謳っていることにみられるように二律背反的面もあるが、これは

宣戦の詔勅と違つて両国の交渉の所産であるためであつて、議定書の調印は実際には朝鮮支配強化の跳躍点となつたのである。

ついで三月には韓国駐劄軍が編成され、駐劄軍による軍律(軍による一般民への刑罰命令)の施行、治安警察権の執行を通じて、軍事支配が強化された。また、日本軍は咸鏡道方面では当初、元山を確保することに限定したが、しだいに北上する作戦を展開し、一〇月以降、咸鏡道の新たな占領地において軍政を施行した。

このように日本は、対露開戦とともに軍事力を背景にして朝鮮支配を急速に強化していったのであるが、五月三十一日に日本政府は「対韓方針」「対韓施設綱領」を閣議決定した。これには戦後も軍隊を駐屯させること、財政・外交の監督、交通機関・通信機関の掌握、拓殖などが規定された。これらの規定は翌一九〇五年四月までに実施された。一九〇四年八月の「第一次日韓協約」によつて財政・外交顧問が傭聘されたのをはじめ、韓国政府各部に日本人顧問が傭聘された。京釜・京義鉄道が開通し、一九〇五年四月には委託経営の名の下に日本は韓国通信機関を接収した。軍事力を背景にした支配の強化によつて、皇帝・韓国政府の抵抗を抑えて、「既成事実」化を前提にして、保護国化へと進んだのであつた。

(三) 韓国の保護国化

一九〇五年四月八日、日本政府は、「韓国保護権確立の件」を閣議決定し、朝鮮支配を次の段階、保護国化に進めることをめざすようになった。この閣議決定は、保護国化を図る理由を次のように述べていた。

* 「資料五」 「韓国保護権確立の件」 (抜粋)

「由来、韓国ノ外政ハ東洋禍源ノ伏在スル所ナルヲ以テ、将来ニ於ケル紛糾再発ノ端ヲ絶チ、以テ帝国ノ自

衛ヲ全フセンカ為ニハ、帝國ハ須ラク此際、一步ヲ進メテ韓国ニ対スル保護權ヲ確立シ、該国ノ对外關係ヲ
拳テ我ノ掌裡ニ収メサルヘカラス。」
〔日本外交年表並主要文書〕上〕

韓国の外交が日本の安全を脅かすので、それを防止するために外交権を奪うという「論理」であった。日本の安全を脅かすのはもはやロシアではなく、韓国が外交権を持っていることに求められた。これは宣戦の詔勅で韓国の保全を述べ、日韓議定書では韓国の独立・領土保全の保証を謳ったことと明らかに矛盾するものであった。韓国の独立国としての地位を認める国際的な約束、韓国に対する約束を反故にする政策転換であった。

保護国化の方針を決定した日本は、まず列強から、この方針に対する了解を取りつけた。四月の桂・タフト協定、八月の第二回日英同盟協約、九月のポーツマス条約によって、米・英・露の順で了解が取り付けられた。保護国化とは、韓国と条約を結んできた諸国が、韓国との外交関係をなくすということであったので、そのことへの了解を取り付けることが先行されたのであった。

列強からの了解の取り付けを経て、保護国化が実行に移された。一九〇五年一月二七日、日本政府は韓国保護国化の実行を閣議決定した。

* 「資料六」 「韓国保護権確立実行に関する閣議決定」

「韓国ニ対シ我保護權ヲ確立スルハ、既ニ廟議ノ一決スル処ナルカ、之カ実行ハ、今日ヲ以テ最好ノ時機ナリトス。何トナレハ、右ニ対シ、英米兩國ハ既ニ同意ヲ与ヘタルノミナラス、以外ノ諸国モ亦日韓兩國ノ特殊ナル關係ト戦争ノ結果トニ顧ミ、最近ニ発表セラレタル日英同盟及日露講和条約ノ明文ニ照シ、韓国カ日本ノ保護国タルヘキハ避クヘカラサルノ結果ナルコトヲ默認シ、殊ニ今回ノ講和ニ於テ我国力ヲシタル讓歩

ハ、列国ノ認メテ一英断トスル所ニシテ、随テ列国ハ、日本カ斯迄讓歩シテ和局ヲ纏メタル以上、其取メ得タル權利及利益ハ、飽迄之ヲ確守活用スルノ決心ナルコトヲ信シ居レハナリ。」

〔日本外交年表主要文書〕上)

「今回ノ講和ニ於テ我国カ為シタル讓歩」とは、ポーツマス条約(日露講和条約)において領土の割讓は南樺太だけで、賠償金は無かつたことを指すものであつた。こうした「讓歩」の「代償」が韓国に保護国化であると主張するのであるから、まつたく韓国を無視し、取引の対象に貶めるものであつた。そして、列強の支持を得られたから、実行してよいという判断が示された。

この閣議決定は、軍事力の強化を背景にして実行に移された。韓国駐劄軍はそれまでは後備兵を主力としていたが、日露戦争中に新たに編成された、現役兵からなる精銳師団(第一三、第一五師団)が韓国に配備された。その上で、特派大使伊藤博文が派遣され、高宗と韓国政府に迫つて、一九〇五年一月一七日、保護条約(第二次日韓協約)が調印された。これによつて日本は韓国の外交権を奪つた。また、漢城に統監を置き、皇帝に内謁する権利を有するとされ、統監が韓国内政を監督するようになった。

保護条約の強要は、何よりも国際信義に反することであつた。日本はくりかえし、朝鮮(韓国)の独立の保証を約束してきたのであるが、これらの約束は公然と蹂躪された。このことは拭い去りえないことであつた。次に、歴史的な強制であつたと言える。直接には日露戦争下における対朝鮮支配(軍事的圧迫の所産)の強化の帰結であり、王后殺害事件の忌まわしい記憶による脅迫、日本軍が嚴戒する中での条約調印の強要であつた。皇帝や交渉当事者に直接的に危害が加えられたことの有無にとどまらず、言うならば歴史的に積み重ねられた構造的な強制と言うべきことであろう。王后号殺害事件の記憶による脅迫について、荒井信一氏は、当時の韓国駐劄軍司令

官長谷川好道が「実に二八年の先例は、かれらが毎宵襲われる所の悪夢にして、その連想はただちに軍隊恐怖病たらざるをえず」と記していることを紹介している（荒井信一「韓国併合一〇〇年をどうとらえるか」『季刊戦争責任研究』第六六号、日本の戦争責任資料センター、二〇〇九年一月、八頁）。

（四）保護国支配から「韓国併合」へ

一九〇六年二月、日本は漢城に統監府を設置した。初代統監として赴任した伊藤博文は、韓国政府を、「韓国施政に関する協議会」の開催などを通じて「指導」し、これを傀儡化した。また、日本人顧問官とその付属機関（財務、警務など）を通じて内政を掌握し、財政・税制・金融の植民地的再編（貨幣整理、徴税制度改革、農工銀行・地方金融組合の設置、日本人土地所有の合法化など）を進めた。

一九〇七年六月、皇帝高宗の保護国化への抵抗として、ハーグ密使事件が起きると、伊藤統監は、高宗の抵抗を最終的に排除する行動に出た。七月、高宗の退位を強要するとともに、第三次日韓協約を調印し、八月には韓国軍隊を解散した。第三次日韓協約によって、日本は韓国内政に対する支配を強化し、顧問を通じての支配である「顧問政治」から、韓国政府に日本人官吏を大量に配置して、次官以下の日本人官吏が実権を掌握する「次官政治」へと進んだ。

しかし、日本の支配、植民地化政策に対する抵抗は拡大し、義兵運動と愛国啓蒙運動とが高揚した。日本は、軍隊・憲兵・警察の増強による義兵鎮圧作戦、治安法規整備による啓蒙運動規制を進めるとともに、経済の植民地的再編をいっそう進展させた（徴税強化、韓国銀行・東洋拓殖の設立など）。

日本の朝鮮支配は、このように「次官政治」の時期にいっそう強圧的になるとともに深まったが、それは抵抗の拡大をもたらし、支配は安定しなかった。日本は支配の「安定」を求めて、保護国支配から完全植民地化へと

突き進むことを選択した。

一九〇九年七月六日、日本政府は、適当な時機に韓国を併合する方針を閣議決定した。それは、韓国における日本の勢力は未だ不十分で、韓国官民の日本に対する関係も未だ全く満足すべからず、実力を増進し、「内外ニ対シ争フヘカラサル勢力ヲ樹立スルニ努ルコトヲ要ス」という認識に立っていた。争うべからざる勢力の樹立とは、「併合」＝朝鮮の完全植民地化のことであつた。このことを、右の閣議決定は次のように述べていた。

*「資料七」「韓国併合に関する件」

「韓国ヲシテ帝国版図ノ一部トナスハ、半島ニ於ケル我実力ヲ確立スル為、最確實ナル方法タリ。帝国カ内
外ノ形勢ニ照ラシ、適当ノ時機ニ於テ断然、韓国ノ併合ヲ実行シ、半島ヲ名実共ニ我統治ノ下ニ置キ、且韓
国ト諸外国トノ条約關係ヲ消滅セシムハ、帝国百年ノ長計ナリトス。」(『日本外交年表並主要文書』上)

この方針の下に、さしあたりは韓国政府の機構の縮小と日本による内政支配の拡大が進められた。一九〇九年七月一二日に韓国司法及監獄事務委託に関する日韓覚書が調印され、これに基づいて一月一日に韓国政府の法部は廃止され、統監府司法庁・裁判所・監獄署が事務を開始した。また、七月三〇日には韓国政府の軍部・武官学校が廃止された。かつては内部・外部・度支部・軍部・法部・学部・農商工部の七部で構成されていた韓国政府は四部に縮小されたのである。

一九一〇年四月から五月にかけて、日本はロシア・イギリスから「韓国併合」について承認を得た。これを受けて、五月三〇日に第三代統監に陸軍大臣寺内正毅が任命された。

寺内統監任命の翌々日である六月一日、韓国駐劄軍は龍山への兵力集中を開始し、「併合」実施時に歩兵一個

連隊相当（一二個中隊）・騎兵一個中隊を集結させた。これらの集結部隊の帰還が開始されるのは一〇月下旬で、一二月下旬に終了した。保護国化のときと同様に、軍事的圧力を強化するなかで、「併合」は行われ、植民地統治体制が確立されたのである。すなわち、六月三日に、日本政府、「韓国に対する施政方針」を決定し、「併合」後の施政方針を定めた。六月二四日には韓国警察事務委託に関する日韓覚書が調印され、これに基づいて七月一日に憲兵警察制度が発足した。七月二三日、寺内統監が漢城に着任すると、八月二二日に寺内統監と李完用韓国首相との間に韓国併合に関する条約が調印され、八月二九日に「韓国併合」が実施された。さらに、一〇月一日に「朝鮮総督府官制」などが施行されて、植民地統治体制が整えられた後に、漢城に集中した兵力は帰還したのであった。

(五) 小括

日本による植民地化の過程を把握するためには、日露戦争下における日本の対朝鮮支配と保護国支配とを基本的に連続したものとして捉え、また段階区分をして捉えていく必要がある。とくに保護国化によって、しだいに内政支配を強化し、経済構造を植民地的に再編していったこと、これらの政策に対する官民の抵抗（皇帝から義兵運動・愛国啓蒙運動まで）を抑え込んでいくことが支配の基本方針として執られたこと、抵抗を抑え込んで支配を確立・安定させる狙いのもとに「韓国併合」が実行されたことを、植民地過程の基本的流れとして把握すべきであろう。伊藤統監の統治構想は温和なものであったとして、その言説に着目するよりは、日本の支配政策の全体を構造的に把握することが必要である。

三 植民地支配期

(一) 「韓国併合」

まず、一九一〇年年八〜一〇月に形成された、朝鮮植民地支配の体制を概観することとする。それは植民地期を通じて支配体制の骨格をなしたものである。

① 「日韓併合の詔書」

一九一〇年八月二十九日に明治天皇が發布した「日韓併合の詔書」は、日本政府・朝鮮総督府にとって植民地統治の基本方針とされたものである。

* 「資料八」 「日韓併合の詔書」

「朕、東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ将来ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ、又常ニ韓国カ禍乱ノ淵源タルニ顧ミ、曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓国政府ト協定セシメ、韓国ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ、以テ禍源ヲ途絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ。爾來、時ヲ経ルコト四年有餘、其ノ間、朕ノ政府ハ銳意韓国施政ノ改善ニ努メ、其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖、韓国現制ハ、尚未夕治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス。疑懼ノ念、毎ニ国内ニ充溢シ、民其ノ堵ニ安セス。公共ノ安寧ヲ維持シ、民衆ノ福利ヲ増進セムカ為ニハ、革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ。」

朕ハ韓国皇帝陛下ト與ニ、此ノ事態ニ鑑ミ、韓国ヲ拳テ日本帝國ニ併シ、以テ時勢ノ要求ニ応スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ、茲ニ韓国ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ。韓国皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ、併合

ノ後ト雖、相当ノ優遇ヲ受クヘク、民衆ハ直接朕力綏撫ノ下ニ立チテ、其ノ康福ヲ増進スヘク、産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル発達ヲ見ルニ至ルヘシ。而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ、朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ。

朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ、之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ總轄セシム。百官有司、克ク朕ノ意ヲ体シテ事ニ從ヒ、施設ノ緩急其ノ宜シキヲ得、以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ頼ラシムルコトヲ期セヨ。

御名 御璽

明治四十三年八月二十九日

(大臣副署略)

冒頭にある保護国化の理由説明は、「韓国保護権確立の件」に同じであり、「治安ノ保持」のために「革新ヲ現制ニ加フル」必要を説くのは、一九〇九年七月の閣議決定「韓国併合に関する件」に同じである。そして、「併合」が両国皇帝の合意によるものであるように装っているのは、「併合条約」と一体のものである。「民衆」の扱いと施政方針について述べているのは、「併合条約」第六条に対応している。朝鮮總督による統治を行うことを示したのは、「併合条約」にはないことであり、天皇の意として「併合」後の統治形態を布告するものであった。

②「韓国併合」に関する条約

同じく八月二十九日に公布された「韓国併合に関する条約」は、日本にとって植民地支配の「根柢」となるものであると同時に、「併合」後の旧韓国皇帝・皇族・名門上層両班などの処遇の方針を示すものであった。

〔韓国併合〕一〇〇年と朝鮮近代史〔糟谷〕

*「資料九」「韓国併合に関する条約」

「日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ハ、両国間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ、相互ノ幸福ヲ増進シ、東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ、此ノ目的ヲ達セムカ為ニハ、韓国ヲ日本帝国ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ、茲ニ両国間ニ併合条約ヲ締結スルコトニ決シ、之カ為日本国皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ、韓国皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全権委員ニ任命セリ。因テ右全権委員ハ会同協議ノ上、左ノ諸条ヲ協定セリ。

第一条 韓国皇帝陛下ハ、韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ讓与ス。

第二条 日本国皇帝陛下ハ、前条ニ掲ケタル讓与ヲ受諾シ、且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス。

第三条 日本国皇帝陛下ハ、韓国皇帝陛下・太皇帝陛下・皇太子殿下及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ応シ、相当ナル尊称、威嚴及名譽ヲ享有セシメ、且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス。

第四条 日本国皇帝陛下ハ、前条以外ノ韓国皇族及其ノ後裔ニ対シ、各相当ノ名譽及待遇ヲ享有セシメ、且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供与スルコトヲ約ス。

第五条 日本国皇帝陛下ハ、勲功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ為スル適當ナルト認メタル者ニ対シ、榮爵ヲ授ケ、且恩金ヲ与フヘシ。

第六条 日本国政府ハ、前記併合ノ結果トシテ、全然韓国ノ施設ヲ担任シ、同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身体及財産ニ対シ、十分ナル保護ヲ与ヘ、且其ノ福利ノ増進ヲ図ルヘシ。

第七条 日本国政府ハ、誠意忠実ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相当ノ資格アル者ヲ、事情ノ許ス限り、

韓国ニ於ケル帝国官吏ニ登用スヘシ。

第八条 本条約ハ、日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。
右証拠トシテ、全権委員ハ本条約ニ記名調印スルモノナリ。

明治四十三年八月二十二日

統監 子爵 寺 内 正 毅 印

隆熙四年八月二十二日

内閣総理大臣 李 完 用 印

〔日本外交年表並主要文書〕

併合条約は、その第一条・第二条で皇帝間の「統治権の譲与」によって「併合」が実施されると規定し、「韓国併合」が両者の合意であることを装った。両国が君主制国家（君主が統治権を有する）であったがゆえに成立した虚構であった。第三条・第四条では韓国皇族の優遇が、第五条では「勲功ある韓人」へ栄爵授与などが、第六条では日本政府の施政担任と法規を遵守する韓人の「保護」が、第七条では新制度を尊重する韓人を事情の許す限り官吏に登用することが規定された。

韓国皇族・名門上層両班の優遇措置に関する条項が三条にわたっており、とくに配慮していることが明らかである。旧韓国皇帝・皇族は、一九一〇年八月二十九日の詔書により、王族・公族に冊され、日本皇族の礼を以て待遇されることとなった。この措置によって、皇帝（純宗）は昌徳宮李王殿下、太皇帝（高宗）は徳寿宮李太王殿下、皇太子は李王世子殿下（以上が王族）となり、太皇帝・皇帝の兄弟は李○公殿下とされ、公族と称されることになったのである。名門上層両班は爵位を受けて「朝鮮貴族」とされた。八月二十九日に皇室令「朝鮮貴族令」

が公布され、一〇月七日に侯爵以下の授爵がおこなわれた。受爵者は七四名で、その党派別構成は旧皇族五、老論三七、少論九、北人二、南人〇、党派不明一、咸鏡道出身者一、中人二であり、一八世紀半ば以来の老論優位体制を認めた形をとっていた(ちなみに李完用は老論である)。

第六条にある法規を遵守する韓人の「保護」の意味するところは、一九一〇年八月二十九日に出された寺内統監の諭告によく示されている。

*「資料一〇」寺内統監の諭告「朝鮮施政ノ綱領」(一九一〇年八月二十九日)

「本官、今、聖旨ヲ奉シテ此ノ地ニ莅ムヤ、一ニ治下生民ノ安寧幸福ヲ増進セムト欲スルノ外、他念アルナシ。是レ茲ニ諄々トシテ其ノ適従スヘキ所ヲ諭示スル所以ナリ。尚漫ニ妄想ヲ逞クシ敢テ施設ヲ妨碍スル者アラハ、断シテ仮借スル所ナカルヘシ。若シ夫レ忠誠身ヲ持シ、謹慎法ヲ守ルノ良士順民ニ至ツテハ、必ス皇化ノ恵沢ニ霑ヒ、其ノ子孫亦永ク恩波ニ浴スヘシ。爾等、恪テ新政ノ宏謀ヲ奉体シテ、苟モ違フ所アル勿レ。」

ここには、法規を遵守しない、日本の統治に抵抗するものは「仮借スル所」がない、「保護」ではなく弾圧の対象であることが明示されていた。

第七条は、朝鮮人官吏の登用の対象を、「新制度を尊重」し、「相当の資格ある者」に限り、さらに「事情の許す限り」と限定を重ねており、朝鮮人官吏に対する冷遇を導きだすものであったといえる。

③ 朝鮮總督府の設置

「韓国併合」と同時に朝鮮總督府が設置された。当初は統監府と旧韓国政府の大部分をもって總督府としたが、一〇月一日に改編されて本格的な總督府の機構が成立した。同日に朝鮮總督府中樞院が設置され、朝鮮貴族などがその「議員」に選ばれたが、諮問機関に過ぎなかった。

④ 朝鮮に施行される法令

「併合」実施当日に公布された勅令「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」によつて、總督には法律に替わる命令として制令を制定する権利が付与された。この勅令によつて、朝鮮に施行される法令は、(一)特に朝鮮に施行する目的をもつて制定した法律、(二)特に朝鮮に施行する目的をもつて制定された勅令、(三)勅令をもつて朝鮮に施行された法律、(四)制令の四本立てとされた。天皇、帝國議會、朝鮮總督だけに立法権があり、朝鮮人はこれに参与できなかったのである。

なお、この勅令は帝國議會閉會中に出された緊急勅令であつたので、一九一〇年一二月に召集された第二七回帝國議會に承認が求められたが、翌一一年三月、衆議院は承認を与えず、その代わりに条文は全く同じ法律案を可決した(明治四四年法律第三〇号)。法律の提案者花井卓藏の主張は、「委任命令發布権」≡制令發布権は法律をもつて授けるべきであるということにあり、その付与自体に反対したのではなかつた。

(二) 朝鮮に対する植民地支配の基本的性格

植民地支配の時期について、その展開過程に即して詳しく論ずる紙幅はないので、ここでは植民地支配の基本的性格をどう捉えるべきかについて論ずることとしたい。

①「同権なき同化」

日本の朝鮮に対する植民地支配の基本的性格として、第一に挙げるべきことは、それが「同権なき同化」であったことである。朝鮮半島居住者には日本の国政への参加の権利はなく、朝鮮に関わる重要事項を決定する独自の立法機関もなかった。このことによつて、朝鮮人は統治の客体に過ぎなかつたのである。

朝鮮人の地方政治への参加も限定されたものであつた。一九一四年、都市部の府に府協議会を設置したが、協議員は道長官の任命であり、一二府を通じて日本人六六名、朝鮮人四六名であつた。朝鮮人の参加の機会は、日本人に比べて狭められていた。

一九二〇年の地方制度改正によつて、道・府・面に諮問機関が設置され、また、朝鮮人教育の経費を支弁するために府郡島に学校費が設置され、これにも諮問機関を設置された。

府と指定面の協議会は選挙制、一般面(普通面)の協議会は任命制であり、道評議會は三分の二が府郡單位に協議員が互選した候補者(定数の二倍)の中から道知事が任命し、三分の一は道知事が任命した。学校評議員は府では協議会員による選挙、郡島では任命制であつた。選挙制の場合の選挙権者・被選挙権者、任命制の場合の被任命者の資格は、府税・面賦課金・学校賦課金を年額五円以上納付する者に限定された。この結果、一九二六年時点では、諮問機関の構成員ないし有権者となつた朝鮮人の総数は、朝鮮人総人口の二%程度に過ぎなかつた(糟谷憲一「朝鮮總督府の文化政治」『大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地』二、岩波書店、一九九二年』、一三三〜四三頁)。

一九二〇年代末に、朝鮮の民族運動・社会運動が高揚するなかで、朝鮮總督府の中では朝鮮在住者の国政参加及び「朝鮮議會」の設立が構想されるに至つた。一九二九年末に朝鮮總督府内では案が決定されたが、本国側から「時期尚早」として一蹴された。最終案は、「秘 昭和四年十二月二日 朝鮮ニ於ケル参政ニ関スル制度ノ方策」

(国立国会図書館憲政資料室所蔵『齊藤実文書』七五 参政権問題の5) であると思われるが、それによれば参政に関する制度案は、次のようなものであった。

(一) 朝鮮より貴族院に議員を出す。勅選議員五人以内。任期は終身。

(二) 一〇年後に朝鮮地方議會を設置することを、詔書を渙発して直ちに公表する。

議員の構成…任命による議員(朝鮮総督の任命) 議員数の三分の一以内

選挙による議員 凡そ一〇〇人(二〇万人に付一人の割合、府に在りては一〇万人に付一人)、任期四年。

選挙権者…帝国臣民男子二五歳以上、一年以上其の選挙区に居住、直接国税及び地方税合わせて五円以上を納入する者。

被選挙権者…帝国臣民男子三〇歳以上、一年以上其の選挙区に居住、直接国税及び地方税合わせて一〇円以上を納入する者。

議會の権限…朝鮮地方費の歳入歳出予算、朝鮮地方費に地方税・使用料・手数料の賦課徴収に関する事項、朝鮮地方債の起債等を議決。総督に意見書提出。総督の諮問に対する意見の答申。

議會は毎年一回開催、会期は三〇日以内。臨時議會も開催。

朝鮮地方費をもって支弁するのは、土木、衛生及病院、教育、勸業、救済、地方議會、補助、地方税取扱に関する経費など。

朝鮮地方議會の設置に代えて、一九三〇年に地方制度が改正され、府会・邑會議員、一面協議會員は選挙制にな

つた。一九三五年における朝鮮人有権者総数は三〇万六〇〇〇人であった(『毎日申報』一九三五年五月二二日付)。アジア太平洋戦争末期の一九四五年四月、敗色濃くなつて、日本政府は朝鮮・台湾居住者への参政権付与を決定し、その「協力」取り付けと植民地支配の維持を図つたが、敗戦によつて衆議院議員としての参政は実現しなかつた。四四年一二月に、日本政府(小磯内閣)は朝鮮及台湾在住民政治処遇調査会を設置し、参政権付与案を検討し、四五年四月に衆議院議員選挙法・貴族院令が改正され、朝鮮・台湾居住者への参政権付与が決定した。朝鮮の衆議院議員定数はわずかに二三名に過ぎず、有権者も直接国税一五円以上納入者に限定され、日本本国との間に極端な差別が設けられた。しかも敗戦によつて、実施されずに終わつた。貴族院議員に尹致昊(伊東致昊と創氏改名)ら七名が選出された。

最終的には限定的ではあれ、参政権を付与したのであるが、朝鮮総督府はその直前まで、朝鮮人の戦争への全面的な協力、皇国臣民化が先であり、「内地人」と「同様の資格」の付与はそれからであると、次のように主張していたのである。

*「資料一」朝鮮総督府情報課編纂『新しき朝鮮』一九四四年四月

「身も心も日本人に

かくて身も心も形も精神も漸次皇国臣民としての自覚を昂め、道義朝鮮の確立にわき目もふらぬ二千八百万朝鮮同胞の精進こそ、我が帝国の大東亜建設を推進する大いなる力であり、東亜十億の民を率ゐる一億日本の中の四分の一を占め、大和民族と共に今後に於て漸次これが中核となるべき光榮ある資格と地位は、決して一日にして全体に附与される如き安価な生易しいものではないことを、朝鮮同胞は銘記しておかなくてはならぬ。

……二千八百万朝鮮同胞が揃って今直に、生れながらに忠良なるやまと民族と同様の資格を附されるには、未だ民度にも精神にも相当の開きがあり、今後一層の朝鮮同胞自らの自己修練と努力とを必要とし、更にまた兄分たる内地人の指導を要することは事実であらう。

では二千八百万朝鮮同胞が、いつやまと民族と同一になり得るか、といふことは、一口に云へば、朝鮮同胞自らが完全に皇国臣民となり切ったその時である。それには今が最も恵まれた時期である。即ちこの大東亜戦争を如何に戦ひぬぎ、如何に一切を君国に捧げるか、試金石である。すべてを君国に捧げ尽し、戦争を戦ひぬぎ、勝利の日を迎えたその時こそ、名実共に榮譽ある大東亜の中核的指導者としての地位を与へられるであらう。而もその時期は必ずや近い将来であることを期待して、我々は決して疑はぬ。」

(同書八一〜八二頁。復刻本…風涛社、一九八二年)

②その他

他にも、以下の点を基本的な性格として指摘することができるが、紙幅の不足につき、詳しい説明は省略することとする。

(一) 対日従属的経済開発

具体的には食糧基地化、鉄道敷設、広大な「国有林」の創出、水力発電と工業化などである。これらは朝鮮の経済を日本の経済に深く組み入れ、日本人資本・地主の利益を優先させたものであって、のちの(第二次世界大戦後の)発展に繋がるものではなかった。

(二) 戦時の労働力動員、兵力動員、思想動員(「皇民化政策」)における収奪的性格・人権無視的性格の強さ。

(三) 「同化教育」の拡大。しかし、「義務教育」が実現したわけではなく、中等・高等教育の機会は日本人に

比して保障されていなかったことを注視する必要がある。

(四) 差別と虐待

このことは、関東大震災時の朝鮮人虐殺、戦時労働力動員・兵力動員の苛酷さなどに、よく現れている。「同権なき同化」であったことと以上の諸点とを併せてみれば、朝鮮人を日本人と同等に取り扱った、善い統治であったとはとても言い難いのである。

おわりに

日本による朝鮮の植民地化は、そうするしかないこと、やむを得ないことであったのか。

それは、明治維新、江華島事件以来の政策選択の積み重ねの結果であって、その選択の是非が問われなければならないであろう。日本・朝鮮・中国の間に対等な関係、協力して改革を進めて独立をとともに維持していく道は困難なことであったかもしれないが、なぜその道を追求めしなかったのであろうか。あらためて考えてみる必要がある。

また、植民地化が武力行使・武力威嚇を重ねて強圧的になされ、国際信義を踏みにじるものであったことを認めなければならぬ。

植民地支配の実態をよく知り、その基本的性格は何であったかを考え、反省すべき点は反省し、償うべき点は償わなくてはならない。このことは冷静に議論されなければならないことである。

(一橋大学大学院教授)

(本稿は、第六一回朝鮮学会大会において公開講演されたものである。)